大阪府犯罪被害者等支援条例(素案)の概要について

(1) 条例制定の背景・必要性

(犯罪被害者等を取り巻く現状)

- ■犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が平成16年12月に制定
- ■「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」を平成18年12月に策定(平成30年4月改定)
- ■長期的かつ総合的に講ずべき国の施策大綱「第3次犯罪被害者等基本計画」が平成28年4月閣議決定
- ■府内の犯罪発生件数は全国の中でも高い傾向にある(下表参照:刑法犯認知件数の推移(全国・大阪府)警 察庁調べ)

【平成29年の特徴】

- ・刑法犯総数は減少傾向にあるが、 年間約11万件が発生
- ・殺人、強盗、放火、強姦等の凶 悪犯は、全国の約14%が大阪 で発生
- ・人口10万人当たりの刑法犯総数、 凶悪犯件数ともに、大阪府が全国 最多

年次	全国		大阪府	
	超数	20第16	经数	凶重犯
H23年	1,502,951(1,175.7)	7,062(5.5)	177,397(2,002.2)	963(10.9)
H24年	1,403,167(1.099.7)	7,070(5.5)	168.012(1.896.3)	1,121(12.7)
H25年	1,814,140(1,081,4)	6,757(5.3)	151,413(1,710.9)	1,001(11.3)
H26年	1,212,163(952.7)	6,453(5.1)	148,257(1,677.1)	942(10.7)
H27年	1,098,969(864.6)	5,618(4.4)	132,471(1,498.5)	854(9.7)
H28年	996,120(784.8)	5,130(4.0)	122,136(1,381.6)	795(9.0)
H29年	915,042(722.1)	4,840(3.8)	107,023(1,212.0)	691(7.8)

(一)内は人口10万人当たりの犯罪件数

(他都道府県における条例制定の進捗)

■平成30年4月現在、14道県において犯罪被害者支援に特化した条例を制定

(条例制定を求める請願)

■犯罪被害者等の支援に関する条例の制定を求める請願が、平成30年5月定例会に提出され、全会一致で採択



- ▼被害者支援の理念や基本方向、各主体の責務をより明確にし、府民理解を増進 ▼関係機関と一体となって総合的な支援を実施する体制を構築(被害者支援調整会議)

(2) 条例制定のポイント

1 各主体の責務の明確化 《第4条~第7条》

- 府をはじめ、府民、事業者、民間支援団体の責務を明確化
- 府民、事業者の努力義務として二次被害への十分な配慮を規定

2 府が講じる基本的な施策の明示 《第9条~第18条》

- 国、市町村、民間支援団体等との役割分担を踏まえつつ、相談及び情報の提供、心身に受けた影響からの回復・ 人材の養成などの基本的な施策について規定
- また、犯罪被害者等支援に関する施策の充実に向けての調査及び情報収集についても規定

3 関係機関等の連携・協力による"ワンストップ支援体制"の構築 《第19条~第20条》

- 府、府警本部、早期援助団体及び関係市町村により組織する"被害者支援調整会議"について規定
- 関係機関のいずれを起点としても必要な支援を受けられる"ワンストップ支援体制"の構築を図る

4 支援のPDCAサイクル 《第8条》

- 犯罪被害者等の支援に関する指針について、国の「犯罪被害者等基本計画」の改定毎(5年毎)の見直しを規定
- 犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況について、毎年度の公表を規定

(3)条例素案の概要

第1章 総則

○ 目的、定義、基本理念を規定(第1条~第3条)

- 的:犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の 回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすこと ができる社会の実現に寄与
- ■基本理念:犯罪被害者等支援は、①犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重され、②被害者等が置かれ ている状況・事情に応じて適切に、③必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、 ④関係者相互の連携及び協力の下で推進することを規定

○ 各主体の責務を規定(第4条~第7条)

- 府の青務について規定(国、市町村、民間支援団体との適切な役割分担を踏まえた施策の総合的な策 定・実施、市町村に対する支援)
- 府民、事業者、民間支援団体の責務について規定(犯罪被害者等への理解と府の施策への協力)

○ 支援に関する指針について規定(第8条)

- 犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための指針の策定、見直しについて規定
- 指針に基づいて実施する施策の実施状況の公表について規定

第2章 基本的な施策

○ 府が講じる基本的な施策を規定(第9条~第18条)

- 相談及び情報の提供等
- 心身に受けた影響からの回復
- 安全の確保
- 居住の安定
- 雇用の安定

- 経済的負担の軽減
- 府民の理解の増進
- 民間支援団体に対する支援
- 人材の養成
- 調査及び情報の収集

第3章 推進の体制等

○ 犯罪被害者等支援を推進するための体制等について規定(第19条~第21条)

- 早期援助団体及び関係市町村とともに、総合的な犯罪被害者等支援を一体となって実施するため、 被害者支援調整会議を設置
- 個人情報の収集及び適切な管理
- 財政上の措置

附則

○ 施行期日、取組指針の経過措置について規定

- 平成31年4月1日施行
- 現に定められている大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針の経過措置

【第一章】総則・・・目的、定義、基本理念、各主体の責務

(第1条)目的

- 犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに府、府民、事業者及び民間支援団体の青務等を明らかにする。
- 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する

(第2条) 定義

- 犯罪等:犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- 犯罪被害者等:犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族
- 犯罪被害者等支援:犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組
- 二次被害:犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害
- 民間支援団体:犯罪被害者等早期援助団体(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項に規定する民間の団体)その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体

(第3条)基本理念

- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進
- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行う
- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行う
- 犯罪被害者等支援は、国、府、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進

(第4条) 府の責務

- 国、市町村、民間支援団体との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施 する
- │○ 市町村が総合的かつ計画的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行う

(第5条) 府民の責務

○ 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう 十分配慮するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める

(第6条) 事業者の責務

○ 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、 二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める

(第7条) 民間支援団体の責務

○ 犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める

(第8条) 犯罪被害者等支援に関する指針

- │○ 犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針を定める
- │○ 指針に定める事項:犯罪被害者等支援に関する基本方針、施策、そのほか必要な事項
- 指針を定めるに当たっては、あらかじめ、犯罪被害者等や府民の意見を反映するために必要な措置を講ずる
- 指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表する
- 指針の変更について準用(意見の反映措置、公表)
- 国の「犯罪被害者等基本計画」が改定されたときその他必要が生じたときは、指針の見直しを行う
- 指針に基づく施策の実施状況について、毎年度、公表する

【第二章】基本的な施策・・・大阪府が講じる基本的な施策

(第9条) 相談及び情報の提供等

○ 法律問題等の諸問題についての相談、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介など

(第10条) 心身に受けた影響からの回復

○ 心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供など

(第11条)安全の確保

○ 一時保護、施設への入所、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保など

(第12条)居住の安定

○ 府営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供など

(第13条) 雇用の安定

○ 雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の 理解を深めるための啓発など

(第14条)経済的負担の軽減

○ 経済的な助成に関する情報の提供及び助言など

(第15条) 府民の理解の増進

○ 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について府民の理解を深めるための広報、啓発など

(第16条) 民間支援団体に対する支援

○ 民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言など

(第17条)人材の養成

○ 相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う人材を養成するための研修の実施など

(第18条)調査及び情報の収集

○ 犯罪被害者等支援に関する施策の充実に向けての調査及び情報の収集など

【第三章】推進の体制等・・・推進体制、個人情報の収集及び適切な管理、財政上の措置

(第19条)被害者支援調整会議

- 犯罪被害者等早期援助団体及び関係市町村とともに、総合的な犯罪被害者等支援を一体となって実施するため、被害者支援調整会議を設置
- 犯罪被害者等が、関係機関のいずれに支援を求めた場合においても同様に必要とする支援が受けられるよう努める

(第20条) 個人情報の収集及び適切な管理

- 府の実施機関は、犯罪被害者等支援を行うにあたり必要な範囲内において、他の実施機関並びに犯罪被害者等、市町村、民間 支援団体などから、個人情報を収集することができる
- 関係機関等との連携協力のため、犯罪被害者等に係る個人情報を提供するときは、府の職員に準じて適切に取り扱うよう求める

(第21条) 財政上の措置

○ 必要な財政上の措置を講ずるよう努める

附則・・・施行期日、経過措置

- 施行期日:平成31年4月1日
- 現に定められている大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針は、第8条の規定により定められた犯罪被害者等支援 に関する指針とみなす